

平成27年 第3回

仙北市農業委員会総会議事録

平成27年2月6日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成27年2月6日(金)午後11時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (26人)

1番 高橋政敏

2番 藤村隆清

3番 野中秀人

4番 佐藤孝典

5番 平岡裕子

6番 佐藤和

7番 千葉惣永

8番 青柳良信

10番 佐藤二郎

11番 沢山純一

12番 門脇博美

13番 藤村紀章

14番 辻均

15番 倉橋重基

16番 大石温基

17番 佐藤善栄

18番 草薨隆

19番 山本實

20番 山手善美

22番 真崎純孝

23番 大石知

24番 糸井淳

26番 鈴木八寿男

27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (3人)

9番 齋藤瑠璃子

21番 田村博美

25番 藤原由悦

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

(1) 平成 27 年仙北市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

(2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

2. 議 事

(1) 議案第 5 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第 6 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定
について

(3) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 藤 村 一 栄 参 事 伊 藤 一 彦

課長補佐 門 脇 益 美 主 事 高 橋 直 人

7. 書 記

課長補佐 門 脇 益 美

8. 議事録署名員

5 番 平 岡 裕 子 6 番 佐 藤 和

9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成 27 年第 3 回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日は仙北市地域農業再生協議会総会と時間が重なり 11 時からの総会と
なりました。内容は広報に載ると思いますがかなり厳しい状況ということ

でした。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は 24 名。欠席委員は 3 名。よって、
本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいで
しょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に 5 番平岡委員、6 番佐藤委員兩名を指名します。
会議書記には門脇補佐を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従
い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程 4、会務諸報告をお願いします。

藤村局長 《会務諸報告、報告 1 の朗読及び説明》(9 時 3 分)

議 長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受け
したいと思っております。それでは日程 5、報告に入りたいと思います。
事務局よりお願いします。

伊藤参事 報告 1、平成 27 年仙北市農業委員会委員選挙人名簿登載申請集計表につ
いてです。1 月 23 日の総会で審議後の数字となっております。申請枚
数が 1,551 枚、申請人数 3,962 名、欠格(高齢や不在、老人施
設入居者など)82 名、申請されず農業委員会で作成した枚数が 1,3
44 枚、作成人数 1,435 名でございます。既に選挙管理委員会へ報
告致しております。報告 2、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出
についてです。届出が 5 件あり、受理した旨をご報告します。詳細につ
いては資料に記載のとおりでございます。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

門脇補佐 議案第5号。農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定にり、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成27年2月6日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

門脇補佐 内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が角館町西長野地区の計9筆。登記簿現況共に田。面積が11,798㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は角館町西長野地区の〇〇さん。譲受人は同じく角館町西長野地区の〇〇さん。申請事由は、譲渡人は後継者へ生前一括贈与によるもので譲受人は受贈です。受入世帯の稼働人員は4人中2人が農作業従事となっております。整理番号2番。農地の所在が西木町小淵野地区の計1筆。登記簿現況共に田。面積が340㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は西木町小淵野地区の〇〇さん。譲受人は同じく西木町小淵野地区の〇〇さん。申請事由は、譲渡人は小作者への贈与によるもので譲受人は規模拡大及び受贈です。受入世帯の稼働人員は3人中1人が農作業従事となっております。整理番号3番、農地の所在が西木町上荒井地区の計3筆。登記簿現況共に田。面積が3,073㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人は西木町上荒井地区の〇〇さん。譲受人は同じく西木町上荒井地区の〇〇さん。申請事由は、譲渡人は小作者への売買で譲受人は規模拡大です。備考といたしまして、売買価格は10a当たり〇〇円の総額〇〇円となっております。続いて整理番号4番。農地の所在が角館町西長野地区の計2筆。登記簿現況共

に田。面積が計2,120㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人は角館町西長野地区の〇〇さん。借受人は同じく角館町西長野地区の〇〇さん。申請事由は貸付人は労力不足によるもので借受人は経営規模の拡大でございます。1反歩〇〇円、年額〇〇円で期間が10年です。続いて整理番号5番。農地の所在が田沢湖角館東前郷地区の田15筆、畑1筆の計16筆。面積が計8,391㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人は秋田市在住の〇〇さん。借受人は田沢湖角館東前郷地区の〇〇さん。申請事由は貸付人は農業廃止によるもので借受人は経営規模の拡大でございます。1反歩〇〇円、年額〇〇円で期間が3年です。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1、4番については26番鈴木委員をお願いします。

26番鈴木 議長 《整理番号1、4番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》次に、整理番号2、3番については2番藤村委員よりお願いします。

2番藤村 議長 《整理番号2、3番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》次に、整理番号5番については6番佐藤委員よりお願いします。

6番佐藤 議長 《整理番号5番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第5号につきましては許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定します。(9時14分)

議長 次に、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程します。説明をお願いします。

高橋主事 議案第6号。農業経営基盤強化促進法に基づく農業地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成27年2月6日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

高橋主事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が角館町広久内地区の1筆。登記簿現況共に田。面積が6,532㎡。所有権移転の案件でございます。所有者は角館町広久内地区の〇〇さん。移転を受ける方は公益社団法人秋田県農業公社。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり〇〇円の総額〇〇円。資金は自己資金での対応となっております。こちらの契約は公社の一時貸付型（4耕作）をご活用し、買受予定者の〇〇さんへ4年間貸付しその小作料を購入金額から差し引き、4耕作後に残りの金額を返済するものです。整理番号2番、農地の所在が田沢湖卒田地区の田1筆、畑1筆の計2筆。面積が1,506㎡。所有権移転の案件でございます。所有者は秋田市在住の〇〇さん。移転を受ける方は田沢湖卒田地区の〇〇さん。利用目的は畑（ブルーベリーなど）として。売買価格が10a当たり〇〇円の総額〇〇円。資金は自己資金での対応となっております。整理番号3番、農地の所在が田沢湖神代地区の1筆。登記簿現況共に田。面積が26㎡。所有権移転の案件でございます。所有者は田沢湖神代地区の〇〇さん。移転を受ける方は同じく田沢湖神代地区の〇〇さん。利用目的は畑として。売買価格が10a当たり〇〇円の総額〇〇円。資金は自己資金での対応となっております。

整理番号4番、農地の所在が田沢湖神代地区の1筆。登記簿現況共に田。面積が1,808㎡。所有権移転の案件でございます。所有者は角館町広久内地区の〇〇さん。移転を受ける方は角館町広久内地区の〇〇さん。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり〇〇円の総額〇〇円。資金は自己資金での対応となっております。整理番号5番、農地の所在が西木町小淵野地区の3筆。登記簿現況共に田。面積が5,854㎡。所有権移転の案件でございます。所有者は西木町小淵野地区の〇〇さん。移転を受ける方は同じく西木町小淵野地区の〇〇さん。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり〇〇円の総額〇〇円。資金は自己資金での対応となっております。次に利用権設定の案件についてです。整理番号7番、農地の所在が角館町雲然地区の1筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計6,544㎡。利用権を設定するのは角館町小館地区の〇〇さん。受けるのは角館町雲然地区の〇〇さん。利用目的は水田として。期間が5年間。整理番号6番、農地の所在が角館町雲然地区の1筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計453㎡。利用権を設定するのは角館町小館地区の〇〇さん。受けるのは角館町雲然地区の〇〇さん。利用目的は水田として。期間が5年間。続きまして整理番号8番から15番までは再設定の案件となっております。利用調整会議でも問題ないと判断されたものですので説明は割愛させていただきます。最後に整理番号16番、農地中間管理事業の案件です。こちらは担当が仙北市地域農業再生協議会ですが内容について農業委員会事務局より報告させていただきます。農地中間管理事業へ利用権の設定する方が1名で期間が10年3ヶ月となります。県公告日（5月1日）に農地中間管理事業から利用権を設定受ける方へ転貸することになります。詳細については議案書の記

載のとおりでございます。以上です。

(閉 会)

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 以上をもちまして平成27年第3回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(9時40分)

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第6号については、このとおり策定することにご異議ございませんか。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

『異議無し』の声

平成27年 月 日

議長 異議無しと認めます。よって、議案第6号については適正であると認めることに決定します。(9時30分)

議長

議長 予定されていた議案が終了しました。次に、各推薦委員からの報告等ございましたらお願いします。

署名員 5番

5番平岡 議会推薦の平岡です。定例議会が2月24日から始まります。今回の議会では平成27年度の予算の認定となっております。農業情勢も大変なことになっておりますので一般質問も農業関係が重点となってくると思います。以上です。

署名員 6番

16番大石 土地改良区推薦の大石です。農業情勢が厳しいため滞納も深刻となっております。5つの改良区が統合しこのような問題に全体で対処していければ良いなと思います。

《共済、農協の推薦委員からの報告無し》

議長 それでは協議に移ります。事務局よりお願いします。

伊藤参事 今回協議事項はありませんが連絡事項がございます。本日通知しました2月17日に農地中間管理事業の勉強会をこちらで開きます。大曲仙北地域担当の川原さんが来られます。また農用地利用状況調査の検討会を開きます。また2月25日に農政・農地専門員会を開催し作業用賃金等についても検討していただきます。以上です。